

一般財団法人鳥取市農業公社運営事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人鳥取市農業公社運営事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、農家の高齢化や後継者不足などに対応するため一般財団法人鳥取市農業公社（以下「公社」という。）が行う農作業の受委託、農地の保全管理、農業担い手の育成、特産加工品の開発普及、都市との交流、農村文化の伝承等の事業の実施を支援することにより、地域農業の振興と農村地域の発展に寄与することを目的として交付する。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、公社とする。

（補助対象経費）

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、人件費その他の市長が特に認める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- （1）公社の管理運営に要する経費
- （2）農作業の受託及び委託に要する経費
- （3）担い手農業者及び農業後継者の育成確保に要する経費
- （4）地域の特産品となる農産物等の開発及び普及に要する経費
- （5）都市との農業交流に要する経費
- （6）農業用機械の貸出しに要する経費
- （7）その他公社の目的を達成するために必要な事業に要する経費

（補助金の額）

第5条 本補助金は、補助対象経費から当該補助対象経費に係る事業等の実施に伴う収入額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付できるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(財団法人ふるさとあおや振興公社運営推進事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 財団法人ふるさとあおや振興公社運営推進事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日制定）

(2) 財団法人国府町農業公社運営推進事業費補助金交付要綱（平成17年7月1日制定）

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。